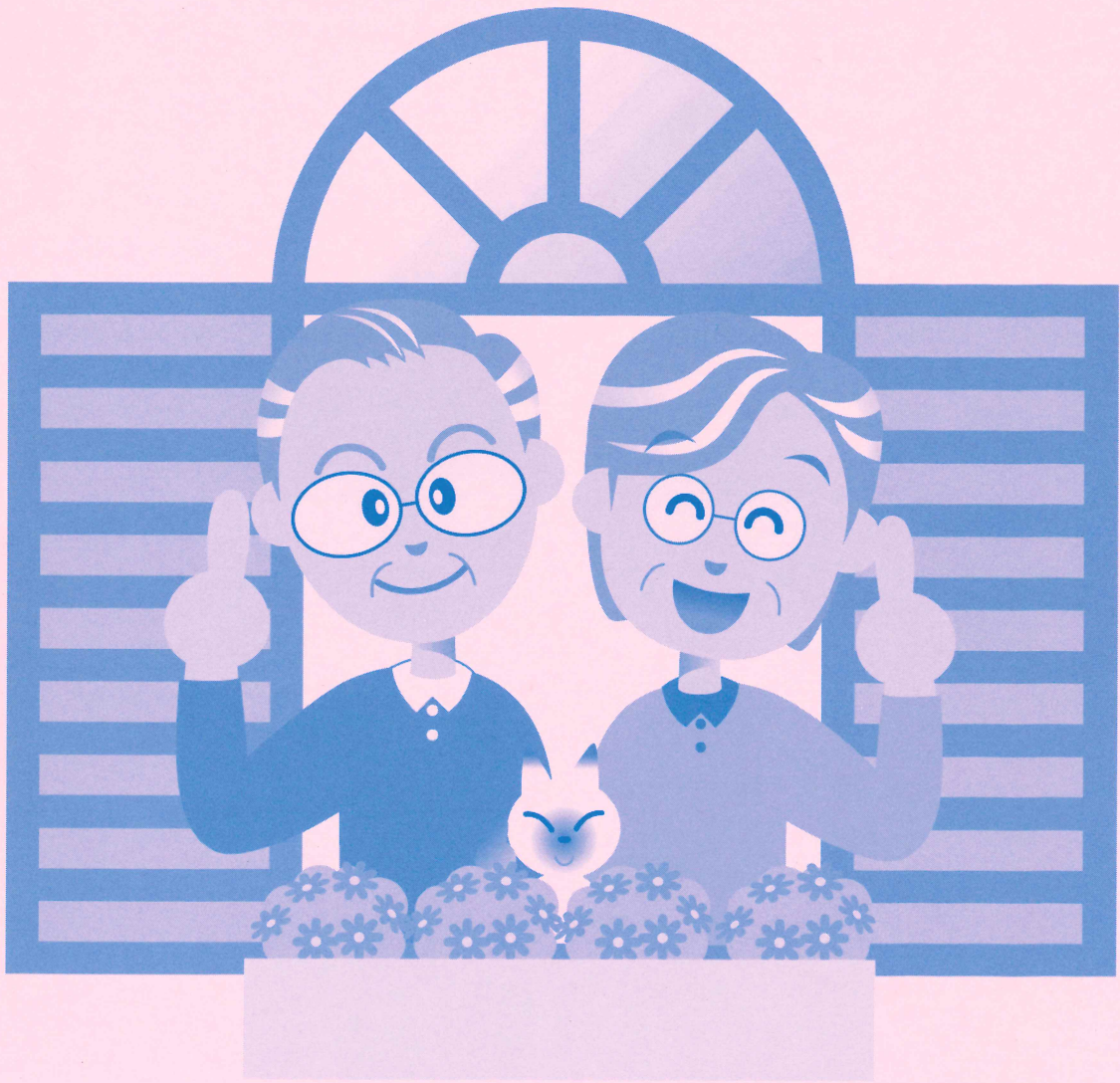


ご存知ですか？

せいねんこうけんせいど

成年後見制度

あなたらしく生きるために



八幡浜市

八幡浜市社会福祉協議会

成年後見制度って何？

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、預貯金や不動産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合でも、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、悪徳商法などの被害にあうおそれもあります。このような方々を保護し支援するのが成年後見制度です。

どんな場合に使うの？

たとえば……

最近もの忘れがひどくて、アパートの管理費の計算をまちがえることも。代わりにお金のことをみてくれる人はいないかしら……？



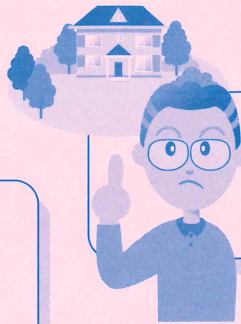
軽い認知症の母は、必要もないのに高価なものを買ってしまい、困っている。また被害にあわないようにするにはどうしたらよいか……？



親族間のトラブルをさけるためにも、老人ホームにいる父の財産管理を、第三者にたのみたい……。



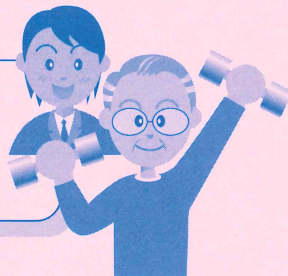
認知症で入院している父の家や土地を売却して、入院費用にあてたい……。



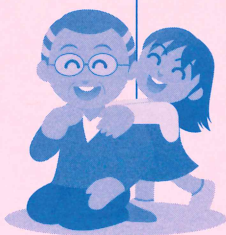
知的障害の兄の貯金を弟が勝手に使いこんでいるようだ。兄の財産を守るためにも、管理する人をきちんと決めておきたい……。



元気な今のうちに、もしもにそなえて友人に財産管理をたくしておきたい……。



障害をもつ子どものために、わたしたちが死んだ場合を考え、子どもへの財産のひきわたしや施設への入所手続きなどをおこなう人を決めておきたい……。



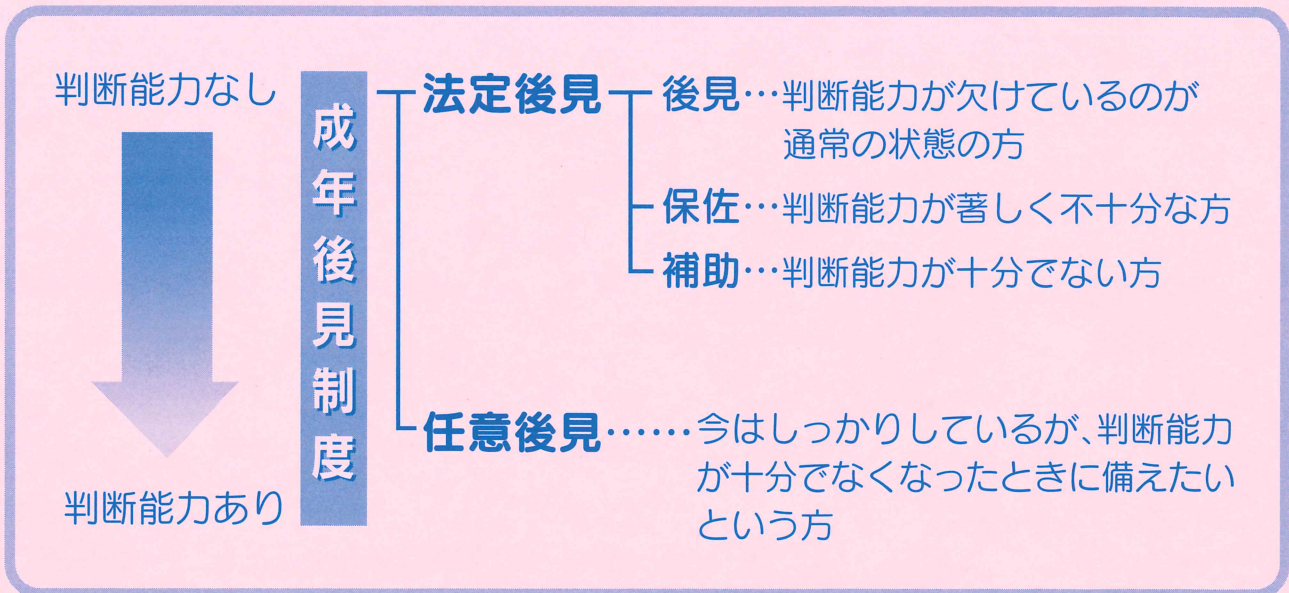
病院で初期のアルツハイマーと診断された。人生を悔いなくまっとうするためにも、病気が進行したあと、だれにお金や生活のことをまかせるのか決めておきたい……。



どんなしくみのの？

成年後見制度は、「法定後見制度」「任意後見制度」の2つに分かれています。「法定後見制度」は、認知症などにより、判断能力が不十分な人を対象者としている制度です。

「任意後見制度」は、現在はしっかりしているけれども、将来、判断能力が不十分になったときに備える制度です。



利用するにはどうすればいいの？

利用するためには、所定の手続き(申立や契約)が必要になります。

また、手続きができる人は、決められています。

法定後見制度では「本人・配偶者・四親等内親族・市区町村長等」が、任意後見制度では、「本人」が手続きを行うこととなります。

法定後見制度は「家庭裁判所」で、任意後見制度は「公証人役場」で手続きを行います。

◇手続きのながれ◇

◆法定後見制度

申立て → 調査 → 鑑定 → 審判 → 法定後見開始

◆任意後見制度

公正証書にて契約 → 登記 → 本人の判断能力が不十分になった時 → 任意後見 → 任意後見開始
監督人選任



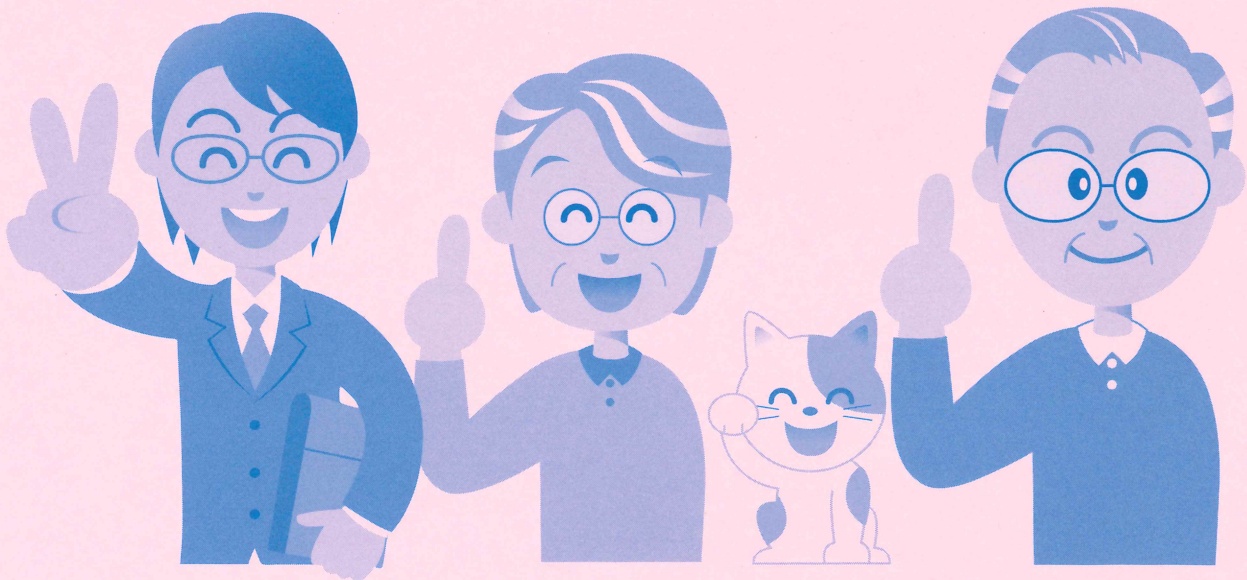
利用料は？

裁判所に申し立てる手数料、公正証書作成費用(任意後見の場合)、利用者の判断能力を確認するための鑑定(鑑定料は個々の事案によって異なります)や診断等に費用がかかります。

* 法定後見を申し立てる場合はおおよそ10万円程度必要といわれています。
また、後見人等への報酬にも費用がかかります。

成年後見制度利用支援事業

八幡浜市では、身寄りのない方や身寄りの援助が難しい方について、この制度を利用することが望ましい場合、市長が家庭裁判所に申立てを行うこととしています。その場合の費用負担の助成もあります。



※成年後見制度について、わからないことがありましたら
下記までお問い合わせ下さい。

八幡浜市福祉事務所障害福祉係
〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目1番1号

TEL 22-3111

八幡浜市地域包括支援センター
〒796-0010 八幡浜市松柏乙1101番地

TEL 24-3918

八幡浜市社会福祉協議会
〒796-0010 八幡浜市松柏乙1101番地

TEL 23-2940